

令和6年度呉市立呉高等学校（全日制課程）入学者選抜二次選抜実施要項

〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目 13-56

電話(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501

https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科、定員及び通学区域

| 課程 | 学科 | 定員 | 通学区域 |
|-----|------|--|-------|
| 全日制 | 総合学科 | 入学定員160人から一次選抜の合格者（入学を辞退した者を除く。）の数を除いた人数 | 広島県一円 |

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

地域課題の解決に貢献しようとする意識と、持続可能な社会の担い手として新たな価値を生み出す、心豊かでたくましい人材を育成します。

(2) 育てたい生徒像

当たり前のこと（挨拶・服装整齊・時間厳守・清掃等）を高いレベルで実現できる生徒

自身が定めた目標の実現に向けて不断の努力ができる生徒

「自立」と「自尊」の精神を備え、高い貢献の意識を有する生徒

(3) 入学者受入方針

「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンに共感し、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、バランスのとれた基礎学力を有する生徒を、呉市内外から受け入れます。

(4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程表）

大学・就職等への進路選択に必要な教科・科目を効率的に学習することができる。

興味・関心のある分野の教科・科目を重点的に学習することができる。

普通科の教科・科目と専門科目を進路目標に従って自由に選択して学習することができる。

<令和6年度入学生教育課程表>（予定）

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|------|------|---------|--------|--------------|------|---------|--------|--------------|--------------|--------|------|---------|--------------|-----------|-----------|------|---------|--------|--------------|--------|-----------|-----|---------|--------|-----------|----|------|----|-----|--------------|--------|------|-----|---------|--------|-----------|----|------|------|---------|--------|-----------|----|------|---------|--------|-----------|----|------|
| 1 年 次 | 現代の国語 | 言語文化 | 歴史総合 | 数学Ⅰ | 数学A | 化学基礎 | 体育 | 保健 | 音楽Ⅰ | 英語コミュニケーションⅠ | 論理・表現Ⅰ | 家庭基礎 | 情報Ⅰ | 産業社会と人間 | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | 保健 | 音楽Ⅰ | 英語コミュニケーションⅠ | 論理・表現Ⅰ | 家庭基礎 | 情報Ⅰ | 産業社会と人間 | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | 保健 | 音楽Ⅰ | 英語コミュニケーションⅠ | 論理・表現Ⅰ | 家庭基礎 | 情報Ⅰ | 産業社会と人間 | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 美術Ⅰ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 選択科目 | フロンティアⅠ | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | | | | | |
| | | | | | | | | | 書道Ⅰ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | フロンティアⅠ | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 年 次 | 論理国語 | 地理総合 | 公共 | 体育 | 保健 | 英語コミュニケーションⅡ | 選択科目 | フロンティアⅠ | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | 保健 | 音楽Ⅰ | 英語コミュニケーションⅠ | 論理・表現Ⅰ | 家庭基礎 | 情報Ⅰ | 産業社会と人間 | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | フロンティアⅠ | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 年 次 | 論理国語 | 体育 | 選択科目 | フロンティアⅠ | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | 保健 | 音楽Ⅰ | 英語コミュニケーションⅠ | 論理・表現Ⅰ | 家庭基礎 | 情報Ⅰ | 産業社会と人間 | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | フロンティアⅠ | キャリア教育 | 総合的な学習の時間 | 道徳 | 特別活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 教育課程は変更になる場合があります。

4 出願資格

一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は連携型中高一貫教育に関する選抜に出願した者で、次の(1)及び(2)の両方の条件を満たす者が出願できる。なお、(2)の入学手続とは、入学手続金等（第一段階の納入金）を納入することである。

(1) いずれの公立高等学校にも合格していない者

(2) いずれの国・私立高等学校（高等専門学校を含む。以下同じ。）にも入学手続をしていない者

5 出 願

(1) 方 式

志願者は、広島市立広島みらい創生高等学校を除く他の公立高等学校を併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

(2) 期 間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和6年3月13日（水）から3月15日（金）正午まで

出身中学校長が調査書等を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、3月14日（木）までに必着するよう提出すること。

(3) 手 続

手続は、インターネット出願システムにより行う。詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、3月15日（金）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録等

出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

また、出身中学校長は、いずれかの国・私立高等学校に合格している者が二次選抜に出願する場合、二次選抜（全日制の課程）出願資格に係る証明書（様式第12号）により当該国・私立高等学校長に入学手続状況に関する証明を受け、二次選抜の出願資格を有している

ことを確認した上で、(2)の期間内に、本校校長にこれを持参又は簡易書留郵便により提出する。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、3月15日(金)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和5年3月以前の卒業生については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第2号)

② 評定(成績評点)集計表(様式第3号)

ウ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った本校校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和6年3月15日(金)15時までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

6 選 抜

(1) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、45点とする。

(2) 学校独自検査(小論文及び面接)

ア 小論文及び面接は、志願者全員に対して行う。

イ 小論文の配点は、50点とする。面接の配点は、45点とする。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

志望理由等、規範意識・社会性

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日及び時間割等

| 3月18日(月) | | |
|----------|-------------|------------|
| 時 限 | 時 刻 | 検 査 等 |
| | 9:00～9:20 | 集合・注意 |
| 第1時限 | 9:30～9:45 | 自己表現カードの記入 |
| 第2時限 | 10:00～10:50 | 小 論 文 |
| 第3時限 | 11:10～ | 自己表現及び面接 |

※ 集合は検査場とする。

※ 学校独自検査の面接(5分)は、自己表現(10分)が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現(10分)が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて10分で実施する。

(5) 実施場所

本校

(6) 携行品

ア 自己表現カードの記入及び学校独自検査(小論文)時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---|
| ① 鉛筆、シャープペンシル ② 鉛筆削り ③ 消しゴム ④ 定規(分度器のついたものや三角定規は不可) ⑤ 時計(スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可) ⑥ ティッシュ(袋又は箱から中身だけ取り出したもの) |
|---|

①から⑥以外の物品(携帯電話、コンパス等)を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。学校独自検査(小論文)の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

上履き・下履きを入れる袋、自己表現で使用する物品がある場合はその物品

7 合格者の決定

(1) 調査書、自己表現及び学校独自検査(小論文及び面接)の配点の比重は、6:2:2とし、調査書、自己表現及び学校独自検査(小論文及び面接)の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(3) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和6年3月19日(火)9時に本校正門掲示板への掲示により行う。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和6年3月19日(火)9時から令和6年3月19日(火)正午までとする。

(2) 合格通知書及び請書・辞退届は、合格者本人に直接交付する。(受検票を持参すること。)

(3) 合格者は、令和6年3月19日(火)正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

9 特別措置の申請等について

(1) 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を5(2)の期間内に、出身中学校長を経由して、本校校長に提出する。なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)の期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

11 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

(1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。

(2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）

(3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

12 その他

(1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて行う。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。